

令和2年度 第4回鴨川市立国保病院運営協議会 会議録

日 時 令和3年1月8日（金） 午後3時00分から午後4時50分まで

場 所 鴨川市ふれあいセンター 2階コミュニティホール

出席委員 9名

川崎浩之（会長）、本吉正和（副会長）、長谷川倫秀、黒野 隆
永井光子、高梨利夫、田村政彦、羽田幸弘、金高和江

欠席委員 1名

金井 輝

事務局 市長 亀田郁夫

副市長 小柴祥司

経営企画部長 平川 潔、健康福祉部長 牛村隆一

院長 林 宗寛、経営統括支援員 大橋恵子

主査 吉田寛和、主査 吉田泰行、主査 浦邊彰紀

傍聴者 0名

会 議

1 開会

（事務局）

皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

はじめに資料の確認をお願いいたします。

（資料の確認）

本日の会議は、お手元の「次第」に従いまして、進めさせていただきます。

会議は、本市附属機関等の設置及び運営等に関する指針に従いまして、公開させていただきますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

また、会議録作成のため録音させていただいておりますので、合わせてご了承ください。

はじめに市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長あいさつ

（市 長）

皆様、こんにちは。

本日は、令和2年度第4回国保病院運営協議会の開催にあたり、年始早々、委員の皆様にはご多用の中、ご出席を頂きありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、限定的、集中的ではありますが、1都3

県を対象に「緊急事態宣言」が再発令されました。

安房地域におきましても、館山市、南房総市では、昨年末から感染者の集団、いわゆるクラスターが発生するなど、本市を含め感染者数が増えています。

このような中、昨年11月中旬に、国保病院の新病院建設現場では、4名の陽性者が確認され、工事を一時中断したことから、この1月13日までとしておりました工期を、1.5か月延長し、2月末へと変更せざるを得なくなりました。

これに伴い、新病院の開院につきましても2か月の遅れを生じ、4月下旬となります。

委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症により、このように工期が遅れ、ご心配をおかけ致しておりますこと、大変、申し訳なく思っております。

引き続き、建設現場における感染防止の徹底を図り、今後のスケジュールにも影響が及ばぬよう、新病院建設事業を進め、地域に根差した中核病院としての開院を目指してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の運営協議会では、新病院の進捗状況及び工程変更、令和2年度補正予算、そして、新病院建設事業の2期工事と致しまして、現病院の解体・外構工事費用を計上した令和3年度病院事業会計予算等の案件につきましてご協議を頂くほか、国保病院を利用される市民皆様の満足度をこれまで以上に高めていくため、災害拠点病院、感染症分野では専門性の高い亀田総合病院との協力関係を築き、医療・介護等に関する連携協定の締結を行いましたので、この件につきましてもご報告を致します。

議事の詳細につきましては、このあと事務局より説明致しますので、皆様には、それぞれのお立場からご意見等を頂きますようお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつと致します。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は9名となり、定足数に達しておりますので、会議の成立をご報告させていただきます。

それでは、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会長に議長として進行していただきます。川崎会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

(川崎会長)

それでは議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議録の確認については、名簿順に長谷川委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

はじめに、「鴨川市立国保病院建設事業の進捗状況及び工程変更等について」を議題とい

たします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料1をご覧ください。

まず、1ページの中段・右側には、正面玄関入り口付近の写真、下段左側には、建物内の3階廊下付近の写真を掲載させていただきました。

この写真をもとに、中段の「現在の工事の様子」につきまして、ご説明をさせていただきますと、建物内の設備工事を行っていた現場作業従事者の中から、新型コロナウイルス感染症の陽性者4名が確認されたため、感染拡大防止の観点から、昨年11月17日から2週間、工事を一時中断致しました。

その中で、他の作業従事者から感染者はなく、工事現場における感染対策の徹底が図られていることが確認できたため、12月1日から工事を再開致しております。

現在、建物の外観はほぼ完成し、外構工事を行っており、既存の現病院側から新病院への、進入路の盛り土及び舗装工事を行っております。

また、建物内部の仕上げ工事も並行して行っておりまして、壁や床仕上げの終わった場所から、病室のトイレなどの設備設置を行い、完成に向けて進捗しております。

しかしながら、先ほど申し上げたように、新病院建設現場における新型コロナウイルス感染者の確認に伴い、一時中断していた建設工事を12月1日から再開し、受注者側では、工事の手配、人員の再配置を行いながら一時中断前の工程に戻せるよう工程の組み直しを行っていましたが、作業員確保に時間を要し、工事に遅れを生じることとなり、令和3年1月13日までの工期を変更せざるを得なくなりました。

これによる「工程変更」につきましては、2ページの「建設スケジュール」により、ご説明をさせていただきます。

上段の「マイルストーン」欄をご覧ください。

市では、受注者側と協議し、工期を1.5か月延長し、令和3年2月28日へと工期を変更させていただきました。これにより、令和元年9月14日から開始した新病院建設事業の工期は、中段の「工事」欄にありますように、「16か月」から「17.5か月」へと変更致したいものでございます。

そして、再度、「マイルストーン」欄をご覧いただきたいと思います。

今年の2月28日の本体工事完了後の竣工引渡し以降、3月からは、新病院開院に向けた準備移転を行うこととしておりますが、年度末、年度はじめの引っ越しシーズンとも重なり、開院は2か月遅れの令和3年4月26日を予定致しております。

まずは、4月26日から4月30日までの間に、入院患者を新病院に移しまして、その後、外来は5月1日から開始させていただきたいと考えております。

なお、4月中旬には、開院記念式典、内覧会を予定しておりますが、この式典、内覧会の開催につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を見ながら検討させていただきたいと考えておりますことを、ご理解いただきたいと思います。

また、この新病院開院後の２期工事として行う現病院の解体・外構工事についてですが、「マイルストーン」欄の令和３年度の６月のところをご覧ください。

２期工事として、入札を経て６月から７か月かけまして、令和３年１２月末までに、現病院の解体工事、既存のリハビリテーション棟の改修工事と、外構と駐車場整備を行う予定であります。

リハビリテーション棟につきましては、平成１２年度から供用開始し、２０年ほど経過した建物であります。今後、活用方法を検討していきます。

この２期工事の概要につきましては、１枚めくり、３ページをご覧ください。

資料の中段の赤線から上が、２期工事に係る配置図となっております。

薄いブルーの点線は、現病院の建物を示しておりまして、これを解体して、１３３台分の駐車場を整備致します。左側の４０台分につきましては、訪問診療・訪問看護など、在宅部門の車両２０台と、夜勤勤務の職員用として、２０台を確保させていただく予定でございます。

また、新病院に近いところには、障害者用駐車スペースを３台。

そして、長狭学園前の国道４１０号からの出入口にあります駐車場は、９０台分を確保させていただく予定であります。

現病院においても、時間帯にもよりますが、多いときには６０台ほどの駐車に加え、ご家族の通院送迎と重なり、駐車するスペースを確保できずにご迷惑をおかけすることもございます。このため、余裕をもった駐車スペースを確保させていただく計画でございます。

この２期工事の総事業費と致しましては、資料右側の中段にありますように、２億８,３９２万６千円を見込んでおります。

事業費の内訳は、参考資料として添付させていただいた、４ページをご覧ください。

この２期工事は、昨年８月に開催致しました第２回運営協議会でご了承いただいた追加事業費５,８００万円を加えた２７億８千万円の総事業費の範囲内で行う工事でございます。国県支出金、病院事業債、合併特例債等を活用させていただくものでございます。

昨年、改正された環境汚染防止法により、アスベストの除去項目が増え、解体費用が嵩むことも懸念されますが、現時点では、この金額をもって工事に着手したいと考えております。

この後の議件としてあります令和３年度病院事業会計予算には、２期工事分の予算を計上させていただいておりますので、後ほどご説明させていただきます。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑、ございますか。

(本吉委員)

資料の４枚目中段、②工事費等の財源内訳の表ですが、「(病院) 一般財源」の額が１期工事は７,０７４万６千円、２期工事は２,６８２万６千円となっております。全体の工事費からすると、２期工事は一般財源の割合が大きくなっていますが、その理由をお願いします。

(牛村部長)

1 期工事の場合は、国県支出金や他会計繰入金、一般会計出資金など財源が複数ございまして、その中で地方債の対象を計算し、借りられない部分が一般財源となります。

2 期工事は国県支出金などがそれほどないため、病院事業債、一般会計出資金、これは合併特例債ですが、それらを控除した部分が一般財源となっております。

(本吉委員)

3 枚目に 2 期工事の概要が書かれています。今後入札ということで、詳しくは言えないと思いますが、一番大きいのは病院の解体工事でしょうか。

(牛村部長)

おっしゃるとおり解体費用が最も高くなっています。

(本吉委員)

既存等改修工事一式、これはリハビリ棟の改修工事ということですが、どういう工事をされる予定でしょうか。

(牛村部長)

リハビリ棟は平成 12 年度の供用開始であり、20 年ほど経過しておりますが、利用頻度も高く、まだ使える施設でございます。新病院と行き来できるようになっておりますので、周りの建物を壊していく中で、活用方法を検討してまいりたいと思います。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市立国保病院建設事業の進捗状況及び工程変更等について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「令和 2 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料 2－1 の概要版をご覧ください。

今般の補正は、主には、年度末の財源及び事業費の過不足調整に係るものでございまして、「収益的収入及び支出」において、新型コロナウイルス感染症の影響による外来患者数の減及び同感染症の緊急包括支援事業補助金交付に伴う事業収益及び支出の変更を行いたいものでございます。

まず、1の業務の予定量でございます。

(2)の年間患者数では、入院患者数に変更はありませんが、外来患者数は9月補正時点の34,437人から、917人減の33,520人。

(3)の一日平均患者数は、2月補正時点では4人減の114人になると見込んでおります。

次に、2の予算の概要でございます。

令和2年度鴨川市病院事業会計補正予算(第4号)の実施計画書の「収益的収入及び支出」の表をご覧ください。

まず、「収入」についてでございます。

1款 事業収益のうち、1項 医業収益、2目 外来収益の補正予定額668万7千円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外来患者数の減によるものでございます。

次に、2項 医業外収益327万8千円の減のうち、2目 他会計補助金561万円の減は、支出における新型コロナウイルス感染管理防止対策強化事業費として、専門医療機関への業務委託料減額に伴う地方創生臨時交付金分を一般会計に戻し入れるもの。

また、4目 負担金交付金は、マイナンバーカードを医療保険証として活用した「オンライン資格確認」を行う事業に係る「医療提供体制設備整備交付金」として、233万2千円を計上させていただきました。

次に、3項 特別利益770万円の補正予定額については、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金にかかるもので、感染症対策に要する物品、消毒・衛生用品等の購入費用分が交付されるものでございます。

次に、「支出」でございます。

1款 事業費、1項 医業費用では、2目 材料費812万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係るフェイスシールドをはじめとする診療材料費等を計上。

また、3目 経費430万7千円の減額では、賃借料は今年度分の医療機器リース料等について63万9千円を減額。委託料の366万8千円は、収入欄でご説明させていただいた医療保険証の「オンライン資格確認」に係る導入委託料233万2千円の計上、新型コロナウイルス感染管理・防止対策強化に係る専門医療機関への業務委託料分600万円の減によるもの。

次に、3項 特別損失の補正予定額627万8千円の減は、新病院開院の遅れに伴う、不要医療機器等の撤去など年度内未執行費用分の減額等でございます。

以上、令和2年度鴨川市病院事業会計補正予算(第4号)の概要説明とさせていただきます。

なお、資料2-2は、ただいまご説明させていただきました概要と合わせて作成した補正予算書でございます。後ほどご確認いただきたく存じます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

(長谷川委員)

医業費用の材料費、診療材料費に 720 万円が計上されていますが、新型コロナウイルスのワクチン接種費用は入っているのでしょうか。

また、厚生労働省が工程表を発表していますが、現在の市としての進捗状況をお聞かせください。

(牛村部長)

診療材料費ですが、ワクチンそのものは国費で賄うことになっておりますので入っておりませんが、注射に用いる消耗品類は一部入っているものもあります。

次に接種スケジュールですが、現段階の情報では、2月下旬から医療従事者に対して実施、その後高齢の方々、介護に従事しているの方々などが3月以降となっています。

本市においても、示されたスケジュールを基に安房医師会、3市1町の保健担当部局とも協調して進めていきたいと考えております。

なお、ファイザー製薬のワクチンは、マイナス 75℃で保存が必要となります。そのため冷凍庫が1台鴨川市にも入ってきますが、これは専門性の高い医療機関で管理していただき、周辺の医療機関でも接種できるようになると思います。

今のところ国で準備をしている段階であり、市民の皆さんに対しても接種ができるように準備をしております。

(市 長)

今後、医師会と各自治体が契約を結び、その後に医師会から各病院に対して接種をどうか投げかける、という程度しか決まっています。

2月下旬から始まるということだけが決まっている状況です。

(長谷川委員)

そうなりますと国保病院でも接種が可能となるということでしょうか。

(市 長)

どこで接種するかは医師会と各機関で決めます。亀田病院だけなのか、国保病院でもやるのか、それはこれからです。

(羽田委員)

業務予定量ですが、当初予算と比較すると外来が 1,400 人ほど減っています。今回は 917 人減ですが、コロナの影響ということなのか、どの辺りが凸凹してるのかお聞きしたいと思います。

それから、特別損失には引っ越し費用が含まれていたと思います。引っ越し自体が延びる

ので、引っ越し費用が減額になるのかと思ったら、なっていません。

年度内に引っ越しが終了するという前提だと、引っ越しシーズンに重なりますが、その辺大丈夫なのかお聞きします。

(牛村部長)

外来の人数は、当初予算時点では 34,926 人だったんですが、2 月補正時点では、33,520 人、1,406 人減でございます。年度当初から新型コロナウイルス感染症やそれに伴う緊急事態宣言などもあり、電話再診や予約制にするなど進めてまいりました。今さらに感染が拡大している状況ということで、患者数減という面がございます。

また、高齢化によって病院まで来たくても来られないという方も増えてきており、訪問診療、訪問看護が伸びているのも、こういうところと比例している部分があるのではないかと思います。

引っ越しについては、当初 2 月末開院ということだったので、既に契約をしております。この点は、来年度に繰越をすることとなります。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「令和 2 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 4 号）について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「令和 3 年度鴨川市病院事業会計予算について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料 3-1 をご覧ください。

令和 3 年度は、新病院開院に向けた準備・移転による円滑な新病院への移行とともに、現病院解体・外構工事を行う「2 期工事」への着手。あわせて経営改革にもとづくさらなる収支改善、医療・介護の連携強化等に取り組み、地域包括ケアシステム構築を重点に病院事業を実施するため、予算を編成させていただきました。

はじめに、「1 業務の予定量」でございます。

(1) 病床数は 70 床。その内訳は、一般病棟 52 床のうち、回復期病床に位置づけられる地域包括ケア病床では、在宅復帰に向けたリハビリ機能強化をしてまいります。また、医療及び介護療養病床 18 床では、長期療養患者に応じたリハビリ機能も含めて高めてまいりたいと考えております。

(2) は、年間患者数、一日平均患者数でございます。

年間患者数は、「入院」では 22,630 人、1 日平均 62 人を予定し、前年当初よりも病床利用率を 5 % 増の 85 % と見込ませていただきました。

また、「外来」は、令和 2 年度の受診状況を踏まえ、年間 30,750 人。1 日平均、前年度より 14 人減の 105 人を見込ませていただきました。

次に、「2 予算の概要」でございます。

この病院事業会計予算実施計画として、「収益的収入及び支出」と「資本的収入及び支出」の項目ごとの予定額をお示しさせていただきました。

各項目の中の主なものをご説明させていただきますと、「収益的収入及び支出」では、収入・支出ともに、12 億 3,090 万 1 千円を見込んでおります。

収入では、1 款 事業収益、1 項 医業収益は、入院、外来、訪問看護等の収益計は 10 億 5,822 万 1 千円。主なものは、入院収益は、6 億 7,928 万 9 千円。外来収益は、2 億 6,069 万 5 千円。その他医業収益では、新病院の室使用料等として 1,398 万 1 千円のほか、予防接種や診断書料を合わせ、4,095 万 6 千円を見込んでおります。

2 項 医業外収益では、2 目 他会計補助金には、一般会計からの補助金 1 億 3,546 万 9 千円と、国民健康保険特別会計補助金 80 万円の合計 1 億 3,626 万 9 千円を見込んでおります。

このうち、一般会計からの補助金 1 億 3,546 万 9 千円の内訳は、不採算地区病院に対する特別交付税分 7,231 万円及び公営企業への繰出し基準による企業債償還に係る利息分が 315 万 9 千円で、一般会計補助金は前年度より 1,134 万 4 千円減でございます。

これに、新病院建て替えに伴う特別損失分として、医療機器等の処分費用等 6,000 万円を、一般会計から繰り入れていただくこととしております。

このほか、2 項 医業外収益、4 目 負担金交付金 1,763 万 8 千円は、介護保険特別会計からの在宅医療介護連携推進事業負担金等でございます。

次に、「支出」では、主なものは、1 款 事業費、1 項 医業費用は、給与費や材料費のほか、消耗品や光熱水費、給食業務委託料等の経費、令和 2 年度取得の新病院の建物、医療器械備品の減価償却費、研究研修費を合わせ、11 億 551 万 6 千円。

3 項 特別損失は 6,853 万 5 千円でございます。

この特別損失とは、臨時的に発生した損失として、令和 3 年度において発生したものに限って計上させていただくものでございます。

これには、新病院開院にともない、現病院の医療機器のうち、新病院へ移転せず廃棄する不要医療機器撤去費及び除却損などが主なものでございます。

次に、「資本的収入及び支出」では、主なものは、新病院建設事業の 2 期工事分として、現病院の解体・外構工事に係るものでございまして、1 款 資本的収入では、予定額を 2 億 9,767 万 3 千円とさせていただき、1 項 企業債は、企業債借入予定額 1 億 9,710 万円。その内訳は、ただいま申し上げた新病院建設事業・2 期工事費 1 億 9,110 万円、医療機器 600 万円でございます。

2 項 出資金、1 目 出資金 1 億 57 万 3 千円の内訳と致しましては、市からの出資金で

ございますが、主なものは、病院事業債の元金償還分 3,505 万 6 千円。新病院建設事業 2 期工事に係る合併特例債分 6,350 万円のほか、2 期工事監理費分として、社会資本整備総合交付金 201 万 7 千円でございます。

次に、1 款 資本的支出でございますが、予定額を 3 億 9,199 万 9 千円とさせていただきました。

1 項 建設改良費、1 目 有形固定資産購入費は、3,839 万 4 千円を見込み、その内訳は、医療機器等購入予定額 650 万円、新病院の什器類等は、リース期間終了後は病院資産となるため、これを有形固定資産購入費に計上させていただいたもので、3,189 万 4 千円でございます。

2 目 施設整備費には、新病院建設事業 2 期工事費等として、2 億 8,392 万 6 千円を計上。これは、1 点目の 2 期工事の概要資料でご説明させていただいた事業費と同額でございます。

また、2 項 企業債償還金は、平成 12 年度のリハビリ棟増築分から、令和 2 年度借入の医療機器等に係るもので、6,967 万 9 千円を見込ませていただきました。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,432 万 6 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,463 万 8 千円、当年度分損益勘定留保資金 5,840 万 5 千円及び、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 128 万 3 千円で補填をさせていただきたいものでございます。

以上、令和 3 年度鴨川市病院事業会計予算の概要でございます。

資料 3-2 は、ただいまご説明させていただいた概要と合わせて作成した令和 3 年度予算書でございます。のちほどご確認いただきたいと存じます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

(本吉委員)

病床利用率ですが、先ほどの補正予算が 80%で、前年度より 10%増ですから、令和元年度は 70%、令和 2 年度は 80%、令和 3 年度はさらに 5%増の 85%となります。

新病院で、しかも室料差額も私立の病院に比べたら比較的安価なので、患者さんにとって魅力があると思いますが、85%達成のため、こういった方策をお考えでしょうか。

(牛村部長)

高度急性期、急性期、回復期、慢性期という役割分担の中で、この地域の高度急性期は亀田総合病院が担っておりますので、その後の役割として、回復期、それから慢性期という部分で連携を図りながら、病床利用率を高めていきたいと考えております。

もう一つは、医療機関間の入退院をする方、あるいは介護施設へ移る方、またはその逆もあると思いますが、そういう方々の調整を図る医療介護連携支援室というのが国保病院にございます。その調整機能を担う部分で、病床の利用率に寄与できるような仕組みづくりが

できればと考えております。

さらには地域包括ケアシステムについて、令和3年度は新病院の中に地域包括ケアセンターという、在宅医療や訪問看護ステーション、ホームヘルパーの事業所などがチームとして動く仕組みづくりをしたいと考えています。

在宅支援をしながら、必要に応じて時には入院をする、そして治療が終わった後は、またご自宅で在宅支援サービスを使用していただく。医療と介護、生活支援さらに住まいという部分で、予防も含めた包括ケアの仕組みを重点に取り組んでいくことで、病床利用率は上げられると考えております。

(本吉委員)

次に、1款 事業収益、2項 医業外収益、2目 他会計補助金1億3,629万6千円について、不採算地区病院分は去年6,500万円だったと思いますが、アップした理由は、コロナ禍の影響を政府が考慮に入れてくれたということでしょうか。

(平川部長)

こちらは、公営企業に対する繰出し基準というものがございまして、病床の単価が上がっております。具体的には、1床あたり103万3千円×70床ということで、交付税措置の対象となっております。

(羽田委員)

外来の人数が30,735人となっています。昨年度当初が34,926人で、そこから1,400人くらい補正で減って、それをさらに下回るということで、かなり消極的だと感じます。新病院になれば流行りそうな気がします、診療科目等も変わらないのに、なぜこんなに減るのでしょうか。

(牛村部長)

新型コロナウイルス感染症が広がっている中で、近くワクチン接種が可能になるものの、いつの時点で終息するかが見通せないため、前年度の状況を見て、少し減とさせていただいております。

また長狭地区の周辺は高齢化率も高くなっており、一部の地区では50%近くのところもあります。家族の構成を見ても病院受診が難しいケースもあり、医療介護連携支援室で調整を図っておりますが、生活に困難な世帯が増えてきていることから、外来と併せて訪問系を実施していくという形で予算を組ませていただきました。

(羽田委員)

診療的には効率がすごく悪くなりますので、なかなか大変だという印象です。

もう1点、予算書の31ページの修繕費ですが、7,418千円となっています。前年度は古い病院でも約1,000万円なので、あまり減っていませんが、どんな修繕を見込んでいるのか

伺います。

(牛村部長)

昨年度建てた医師住宅ではなく、その前からある医師住宅ですが、一昨年台風でかなり被害を受けました。この金額で全てを改修できるわけではありませんが、必要最低限の改修費を計上しております。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「令和3年度鴨川市病院事業会計予算について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「鴨川市病院事業の設置等に関する条例等の改正について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料4をご覧ください。

こちらは、新病院の開院時期が4月下旬となりますことから、その開院に合わせて国保病院関係の条例の見直し、確認を行った中で、改正が必要なもの、あるいは今後改正を検討した方がよいものということで、お示しをさせていただきました。

まず1点目の鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の裏面に医療法施行令を掲載いたしました。診療科名として掲載できる名称などが示されております。ここには、現条例に規定されていないものの、実際には診療をしている診療科、例えば循環器内科や皮膚科があります。

今後、条例を改正することになれば、医療法施行令に沿った名称、あるいは並び替えをしたらどうかということで、直ちに議会に諮るものではありませんが、検討のための資料として、お示しをさせていただきました。

次に、鴨川市立国保病院使用料及び手数料の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

この条例につきましては、令和2年第4回市議会定例会にて可決された新病院の室料差額等を定めた条例に係るものでございます。

ご案内のように、新型コロナウイルスの感染者が、新病院の工事現場で確認されたことに伴って、開院日の遅れも懸念されたため、新病院の室料差額等を定める条例の施行期日は、

「別に条例で定める」としたところでございます。

先ほど、開院日を「令和3年4月26日」とご説明申し上げましたが、これに合わせて、条例の施行期日を定めたいものでございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑、ございますか。

(本吉委員)

眼科は月2回診療日があるそうですが、現在、亀田病院でしか受診できないということなので、回数を増やして収益を上げるべきだと考えますがいかがでしょうか。

(大橋経営統括支援員)

三橋先生が急逝され、患者さんからの問い合わせが増えています。

白内障や乾き目などは内科で目薬を処方しますが、緑内障などの定期受診が必要なものは、亀田病院さんをご相談していただく必要がございます。

実際、当院の予約もかなり先まで埋まっておりますので、回数を増やせるかについて、部長が非常勤の先生と連絡を取っているところです。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市病院事業の設置等に関する条例等の改正について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「医療介護等連携に関する協定の締結について(報告)」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

鴨川市立国保病院では、新病院への建て替えとともに、安房保健医療圏内の医療機関との役割分担、連携のもとに、医療・介護等の充実強化に取り組んでおりますが、その中でも、一昨年の台風被害などの災害や、新型コロナウイルスの感染拡大への対応等は、国保病院に課せられた重要な課題です。

こうしたことから、この度、国保病院の更なる機能強化を目指し、災害拠点病院であり、また新型コロナウイルス感染症に関しまして専門医師等を有する亀田総合病院と、広く医療・介護分野等の充実強化に向けた包括的な連携協力体制を築くべく、資料5のとおり、昨

年 11 月 30 日に、医療法人鉄蕉会と協定書を締結いたしました。

まず、この協定の目的と致しましては、第 1 条のとおり、国保病院としまして、病院の健全な経営並びに市民の皆様の利便性の向上及び満足度の最大化に向けて取り組み、地域における医療・介護等の包括的なサービスネットワークの確立を目指すこと。

そして、第 2 条には、そのための連携事業と致しまして 6 点掲げておりますが、主なものは、日頃の医療介護技術の向上から、災害や感染症対応のための職員の資質向上のための教育研修、診療に係る情報、薬剤、栄養、検査等の一元化や標準化。地域包括ケアシステムの構築に向けた事業、特殊疾患、障害者・障害児に対するケアの充実等に取り組むこととしております。

本協定につきましては、委員皆様に事前にご了承を頂き進めさせていただくべきところではございましたが、冒頭で申し上げましたように、特に、新型コロナウイルスの感染拡大が当地域においても進行する中、院内感染はもとより来院者からの感染回避を図るため、早期の協定締結により、亀田総合病院の感染症専門の医師に、新型コロナウイルス感染症に対する教育や実務に即した訓練の実施をお願い致したく、このように協定締結後のご報告となりましたこと、ご理解頂きたいと存じます。

なお、この協定締結により、既に亀田総合病院の大澤良介部長には、国保病院に来院いただき、感染対応の助言を頂いたほか、同病院の感染症専門の認定看護師からも看護現場の感染リスク回避の方法について、助言を頂いているところでございます。

このように喫緊の課題への対応について進めさせていただいておりますことに合わせ、本協定の目的達成に向けて取り組む第 2 条に掲げる連携事業につきましても、これから推進してまいりますことを、ご了承頂きたく存じます。

以上、医療介護等連携に関する協定締結についての説明とさせていただきます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑、ございますか。

(羽田委員)

第 1 条に「利用者（市民）」とありますが、何か意味があるのでしょうか。

最近「国保病院は、国民健康保険の人が対象」と思い込んでいる人がいるという話を聞きまして、「市民」とわざわざ書いていることに、何か意図があるのかなと。

(牛村部長)

強調しただけで、特に意図があるわけではございません。

あのエリアは実際に君津、富津、あるいは南房総、鋸南と隣接しており、広く利用されている方がいらっしゃいます。

しっかりと満足度の最大化を図っていくということで、そのような表記にさせていただいております。

(永井委員)

これまでの国保病院は、自治医大や千葉大の先生がお見えになっていたと記憶していますが、それに加えて、亀田病院ということでしょうか。地元の病院で連携が取れるのは素晴らしいと思いますが、これまでの自治医大や千葉大との関係がどうなるのか気になります。

次に第2条にある職員の資質の向上について。

地元からは、お大事にとか、もう少し患者さんに寄り添うような言葉があっても良いのではないかと、そういう声が聞こえてきます。

患者にとっては、働いている人は、中にはボランティアの方などもいるかもしれませんが、市の職員と考えてしまいます。今回建物も新しくなりますので、研修などを通じて、お互いに気持ちの良い病院をつくってほしいと思います。

(市長)

国保病院で、かかりつけ医として患者さんを診て、何かあったら亀田病院に行っていただく。亀田で治療が終わったらまた国保で診て、ご自宅に帰る。そういった医療連携が今後かなり深くなっていきます。

また、亀田病院の場合、教育に力を入れています。医師の教育、医療の教育だけではありません。患者様という言葉は亀田病院が初めて使いました。当時は自分も患者さんで良いのでは、と思いましたが、今はどこの病院も患者様と言っています。そういった研修もかなりやっています。皆さんに少しでも良い医療、サービスを提供できるようにやっていますので、それを目指していきたいと思います。

(牛村部長)

千葉大学、自治医科大学との連携についてお答えします。

千葉大学は元々国立大学ですから、これまでも千葉県を介して、林院長もそうですけれども、医師の派遣などの協力関係を築いてまいりました。

また、自治医大の趣旨は、医師の少ない地域への派遣ということで、こちらも県が中心となり、調整・協力を頂いております。

したがって、千葉大学、自治医大との関係はこれまでどおりしっかりと進めて、継続していきたいと思っております。

それに加えて、役割分担を図る中で、協力いただけるところは進めていきたいということで、御理解頂きたいと思います。

(本吉委員)

第2条の(2)について、質問いたします。

まず、新病院で電子カルテを採用しますが、鉄蕉会と協定を結ぶことで電子カルテを共有することになるのでしょうか。

また、薬については、スケールメリットを生かすということだと思いますが、栄養について、亀田病院からの患者さんが転院する際に、従来と同じ栄養を取ることになるのでしょうか。

か。また、新病院では胃ろうの患者さんを受けることは可能でしょうか。

(市長)

同じ電子カルテ使うわけではないです。

(林院長)

胃ろうの作成は亀田病院にお願いすることになりますが、患者の受け入れはできます。

(大橋経営統括支援員)

食事や薬については全て情報提供の中に含まれており、継続という形で受けられます。

ですから、実際に栄養もそのまま受けますし、胃ろうの造設を患者さんの家族が希望した場合は、亀田さんなり、最寄りの胃ろうを造設できる施設なりへ転院しまして、造った後は当院で受けるという形になります。ただ、昔と比べると胃ろうの件数は減っております。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「医療介護等連携に関する協定の締結について(報告)」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

その他何かございますか。

(羽田委員)

介護医療院の話や地域包括ケア病棟の話など、一般の方にとって、制度がどんどん複雑になってわかりづらくなっていると思っています。

例えば地域包括ケア病棟にはトータルで入院できる日数があって、それ以上長くはいられないという仕組みは必ずしも皆さんが知っているわけではありません。

利用者が自分の使える施設がどこなのか、自ら探すのも実際は難しいところがあると思いますので、新病院開院を機に制度のPRや、さきほど少し触れましたけど、国保病院は国保の人しか受けられないと考えている人が現実的にいるようですので、そういったことも含めてPRをしていただけたらと思います。

コマーシャルは法規制もあるので簡単ではないと思いますが、新病院開院をきっかけに、重点的に臨んでいただければ。

(大橋経営統括指導員)

病院のPR自体は限界がありますが、去年から各事業所に対して、地域包括ケア病床のご案内とどうしたら利用できるかという説明をしに回っております。

浸透するのはまだまだこれからだと思いますので、地道に回らせていただくことを考えています。

また、地域の方にもご案内を考えていたんですが、このコロナ禍でできなくなってしまっておりますので、またご指導いただきながら進めていきたいと思っています。

(牛村部長)

2点ご報告をさせていただきます。

1点は、医療費、特に入院について高額になることもあり、支払いの際にクレジットカードが利用できないかというご要望が多くなっております。現在、新病院開院に合わせ、事務手続きを進めさせていただいております。南房総市の富山国保病院と足並みをそろえて準備しておりますことをご報告させていただきます。

2点目は、総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき、経営改革推進の一環として、病院建て替え後のさらなる経営の安定化を目指し、経営形態、事業形態見直しの必要性に係る調査研究を令和3年度は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(川崎会長)

本日の議事はすべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただきありがとうございますございました。

事務局にお返しします。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。

最後に林院長よりごあいさつ申し上げます。

(林院長)

活発なご討議ありがとうございました。

病院として、少しでも皆様のお役にたてるように一同頑張っていきたいと思いますので、今後とも叱咤激励よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

4 閉会

(事務局)

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました

令和3年2月26日

会議録署名人 長谷川 倫秀